

『質的研究と社会実装』 投稿規程

1. 『質的研究と社会実装』(以下、「本誌」という)は、『質的研究と社会実装』編集規程」第 15 条で定める付表 1 にある論文で、かつ以下(ア)～(ウ)の区分に該当する論文の投稿を受け付ける。
 - (ア) 研究所が実施するプロジェクト研究の一環として行われた研究の成果を示す論文
 - (イ) 本学専任(有期含む)教員、専門研究員、センター受入の客員協力研究員が著者又は共著者である論文
 - (ウ)本学の大学院生(原則博士課程後期課程)、研究生、その他承認を得た者の単著又は共著論文であり、本学専任の教職員の研究指導と論文作成上の指導を経たことが明示されている論文
2. 投稿者は、投稿応募時に、所定の書式により、論文の区分を明示して応募することとする。なお、第 1 条で定める(ア)と(ウ)の区分について、論文が掲載された場合は、その旨を脚注等で明示すること。
3. 本誌への投稿論文は、他に未発表の日本語および英語の論文に限る。
4. 本誌に投稿することができる論文は、研究上の一般的な倫理および研究主題に関連した倫理を遵守したものに限る。掲載にあたり、投稿者はこれに関する所定の誓約書を提出しなければならない。
5. 著者は、個人情報保護への配慮等に十分注意して投稿原稿を作成しなければならない。
6. 原稿の執筆に際して、著者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。
7. 投稿者は、『質的研究と社会実装』編集規程」によって定められた投稿論文の区分を明確にして投稿するものとする。その際、投稿規程をよく理解し、制限頁数および制限字数を遵守しなければならない。
8. 投稿原稿は、本投稿規程ならびに『質的研究と社会実装』執筆要領」を遵守して執筆されなければならない。
9. 投稿原稿は、1 つの完結した論文でなければならない。複数号にわたり分割して掲載することを前提とした投稿原稿は、編集長の判断によって認められる場合がある。
10. 投稿を希望する者は、各号の投稿募集時に、著者、表題等必要な事項を記して応募しなければならない。投稿者は、所定の原稿提出締切日までに、投稿原稿を、『質的研究と社会実装』

編集委員会事務局に届けなければならない。審査の過程において区分が変更される場合、本項に定める応募を行っていたとみなすものとする。

11. 本誌に掲載される著作物は、「ものづくり質的研究センター著作物取り扱いに関する申合せ」の適用を受ける。掲載にあたり著者(共同執筆者を含む)は、著作権に関わる所定の書面を提出しなければならない。
12. 査読論文原稿は、原則として Microsoft Word で作成したファイルデータを提出する。提出された原稿は返却しない。
13. 査読論文原稿には、本文(表題, 見出し, 小見出し, 注, 引用文献, 図表)とは別に、1 投稿区分, 2 表題, 3 著者名, 4 所属・職名を、日本語及び英語(著者名はローマ字表記)で明記した表紙ならびに表題, 日本語抄録(400 ~ 500 字程度), または英文抄録(250 ~ 300 ワード程度), 日英両言語による 3 ~ 5 項目のキーワードを記載した別紙を添付する。本文および別紙には、本文中に投稿者が明らかになる氏名・所属等の情報を記入しないこととする。
14. 投稿原稿の受理は、編集規程に従って編集長が判定する。査読に付された投稿原稿については、受理にいたらない場合、査読の結果をふまえて修正原稿を投稿する機会が著者に与えられる場合がある。この場合、著者は、査読者の指摘への対応方針ならびに投稿原稿における修正箇所・内容の一覧とともに、修正した論文を指定された期限までに提出しなければならない。著者と査読者の間の意見交換は、すべて事務局を通し、原則として文書(電子メールを含む)により行う。
15. 論文が受理された後には、内容の修正は行えない。
16. 校正は、誤字・脱字等、誤植の訂正のみを行い、本文の追加・修正等はできない。著者校正は、原則として再校までとする。

付則

1. 本規程の改廃は、『質的研究と社会実装』編集委員会が行う。
2. 本規程は、2023 年 1 月 1 日に施行し、本誌第 1号から適用する。